

○審査表【中核人材育成用】

評価日：令和7年●月●日

令和7年度「沖縄型産業中核人材育成事業」

委託事業者選定評価用紙

審査委員氏名	
申請事業者名	

評価基準	項目別得点					
	(5点満点の項目)	(10点満点の項目)	(15点満点の項目)	(20点満点の項目)	(25点満点の項目)	(30点満点の項目)
卓越した提案内容である。	5	10	15	20	25	30
最適な内容である。	4	8	12	16	20	24
概ね妥当な内容であると認められた。	2	4	6	8	10	12
内容が不十分である、あるいは記載がない。	0	0	0	0	0	0

審査項目	提案データ	提案事業名： 提案金額(千円)：	配点	得点	コメント
①応募資格の充足 (○or×)					
②提案内容の網羅性 以下の◇内容について、全て網羅した提案がなされているか。(○or×)					
③提案内容の適切性(190点)			190	0	
【必須項目】◇全て網羅した提案がなされているか。(○or×)			125	0	
(1) 目指すべき人材像の明確化(30点) ◇ターゲットとする業界・企業群の沖縄における実態・課題を具体的に分析していること。 ◇当該業界の生産性・効率性の向上、付加価値の増大のために必要な人材像が明確になっていること。 ◇その人材が必要とされていることについて、当該業界内で共通の認識があること。 ◇本事業の趣旨を踏まえ、KGIやKPI設定が適切になされていること。			30		
(2) 人材育成カリキュラムの開発(30点) ◇目指すべき人材像に向けて、必要な知識・技能が具体化・明確化されていること。 ◇当該知識等の取得に向けたカリキュラムの開発ができる体制を構築していること。 ◇研修参加者が実務で用いる知識・技能を体系的に身に付ける研修内容となっており、それは研修後に企業で役に立つものであること。 ◇研修の実施により、ターゲットとする業界の生産性・効率性が向上し、付加価値が増大すること。(設定するKGIやKPIの内容をもって評価する)			30		
(3) 研修参加者の募集(10点) ◇想定する研修参加者が研修参加の要件として有すべき技能水準や経験等が明確になっていること。 ◇研修対象者は目指すべき人材像と整合性が取れていること。 ◇研修参加者の募集にあたって、意欲のある研修参加者が集まるよう、業界団体の傘下企業等と協力体制を構築していること。 ◇業界団体の加盟企業等から具体的な研修ニーズがあること。その旨のエビデンス等を明記すること。			10		
(4) カリキュラムを活用した研修の実施(20点) ◇研修が着実に実施できる体制(派遣講師や研修場所の確保、研修中の研修参加者へのフォロー等)を構築していること。 ◇研修対象者が参加しやすいような配慮(研修場所や研修期間等)をしていること。			20		
(5) 研修効果の検証、カリキュラムや研修の見直し及び取りまとめ(10点) ◇研修終了後に、研修参加者が当該知識等を身につけたか検証方法が具体的に明記されていること。 ◇一連の研修を踏まえて、カリキュラムの内容・実施体制等の見直しや事業の取りまとめを行うにあたって必要となる、研修参加者や所属する企業へのアンケート評価等の方法が具体的に明記されていること。			10		
(6) 研修の自立化に向けた方策の計画・検討・計画策定(15点) ◇事業終了後、開発した研修カリキュラムや教材を活用し、業界団体等において自主的な研修事業として自立化できるような方策を具体的に検討していること。 ◇その方策に対して、事業期間中にどのように検証等を実施するか明確化されていること。			15		
(7) 業界における中長期的な人材育成計画の策定(10点) ◇開催する実行委員会内で課題・概要・計画をどのように策定議論をしていくかが明確化されていること。			10		

【加点項目】	65	0	
○デジタル人材等の育成に関する研修(15点) ◇デジタル化やDXによる幅広い産業の高付加価値化やIT産業そのもの高付加価値化に貢献できる人材(デジタル人材)やスタートアップ等の高付加価値企業を創出することにつながる人材の育成である場合は加点。	15		
○過年度事業の研修自立化状況(40点) ◇過年度受託事業者(関連業界団体含む)の場合は、過年度事業の研修の自立化状況について明確に記載すること。 ※新規事業者は過年度に受託実績がないこと、または過年度受託事業との関連がないことを記載すること(新規の場合は一律20点)	40		
○ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定実績(10点) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業) ・1段階目(*1)4点、2段階目(*1)6点、3段階目8点、プラチナえるぼし10点 ・行動計画(*2)2点 *1:労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 *2:女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務のない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る。(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ・くるみん(平成29年3月31日までの基準) 4点 ・トライくるみん 6点 ・くるみん(平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準) 6点 ・くるみん(令和4年4月1日以降の基準) 6点 ・プラチナくるみん 10点 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ・ユースエール認定8点 (複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。) *内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	10		
④既存の研修との差別化(5点) ◇既存の県内の産業人材育成に関する研修内容との差別化がなされているか。	5		
⑤実施体制(5点) ◇本事業を円滑に遂行するために、適切なプログラムマネージャーを配置し、事業規模等に適した実施体制を構築しているか。 ◇実行委員会について、提案内容と比較して適切な委員が選定されているか。	5		
合計点(200点満点)	200	0	
<総合コメント>			

※1 基礎点:①、②及び③(1)～(6)は必須項目であり、1項目でも評価基準を満たさない場合は「不採択」となるので注意すること。

※2 集計方法:企画等審査会の審査員ごとの採点を平均(小数点第2位未満を切捨て)して行う。

○審査表【即戦力人材育成用】

評価日：令和7年●月●日

令和7年度「沖縄型産業中核人材育成事業」

委託事業者選定評価用紙

審査委員氏名	
申請事業者名	

評価基準	項目別得点					
	(5点満点の項目)	(10点満点の項目)	(15点満点の項目)	(20点満点の項目)	(25点満点の項目)	(30点満点の項目)
卓越した提案内容である。	5	10	15	20	25	30
最適な内容である。	4	8	12	16	20	24
概ね妥当な内容であると認められた。	2	4	6	8	10	12
内容が不十分である、あるいは記載がない。	0	0	0	0	0	0

審査項目	提案データ	提案事業名：	配点	得点	コメント
		提案金額(千円)：			

①応募資格の充足 (○or×)

②提案内容の網羅性 以下の◇内容について、全て網羅した提案がなされているか。(○or×)

③提案内容の適切性(190点)

【必須項目】 ◇全て網羅した提案がなされているか。(○or×)	190	0	
(1) 即戦力人材を求める業界の特定および育成すべき即戦力人材像の明確化(30点) ◇ターゲットとする業界・企業群の沖縄における実態・課題を具体的に分析していること。 ◇当該業界の生産性・効率性の向上、付加価値の増大のために必要な人材像が明確になっていること。 ◇その人材が必要とされていることについて、当該業界内で共通の認識があること。 ◇研修生の就労や所得向上に向けた出口戦略(例：就労を出口とする場合、受け皿企業群の特定および就労までのスキームなど)について、具体的かつ現実的な内容となっていること。 ◇本事業の趣旨を踏まえ、KGIやKPI設定が適切になされていること。	30		
(2) 人材育成カリキュラムの開発(30点) ◇目指すべき人材像に向けて、必要な知識・技能が具体化・明確化されていること。 ◇当該知識等の取得に向けたカリキュラムの開発ができる体制を構築していること。 ◇研修参加者が実務で用いる知識・技能を体系的に身に付ける研修内容となっており、それは研修後に企業で役に立つものであること。 ◇研修生の就労や所得向上につながるような実践的・専門的なスキルが身に付く研修内容となっていること。(設定するKGIやKPIの内容をもって評価する)	30		
(3) 研修参加者の募集(10点) ◇想定する研修参加者が研修参加の要件として有すべき技能水準や経験等が明確になっていること。 ◇研修対象者は目指すべき人材像と整合性が取れていること。 ◇研修参加者の募集にあたって、意欲のある研修参加者が集まるよう、業界団体の傘下企業等と協力体制を構築していること。 ◇業界団体の加盟企業等から具体的な研修ニーズがあること。その旨のエビデンス等を明記すること。	10		
(4) カリキュラムを活用した研修の実施(20点) ◇研修が着実に実施できる体制(派遣講師や研修場所の確保、研修中の研修参加者へのフォロー等)を構築していること。 ◇研修対象者が参加しやすいような配慮(研修場所や研修期間等)をしていること。	20		
(5) 研修効果の検証、カリキュラムや研修の見直し及び取りまとめ(5点) ◇研修終了後に、研修参加者が当該知識等を身につけたか検証方法が具体的に明記されていること。 ◇一連の研修を踏まえて、カリキュラムの内容・実施体制等の見直しや事業の取りまとめを行うにあたって必要となる、研修参加者や所属する企業へのアンケート評価等の方法が具体的に明記されていること。	10		
(6) 出口戦略の実行、研修後の研修参加者へのフォローアップ(25点) ◇出口戦略に則り、研修参加者が研修で得た知識・技能を活用して就労や所得向上につながるよう、どのようなフォローアップをするかが明記されていること。 ◇フォローアップを実施できる体制の構築等について、現実的かつ具体的に計画していること。	25		

【加点項目】	65	0	
○デジタル人材等の育成に関する研修(15点) ◇デジタル化やDXによる幅広い産業の高付加価値化やIT産業そのもの高付加価値化に貢献できる人材(デジタル人材)やスタートアップ等の高付加価値企業を創出することにつながる人材の育成である場合は加点。	15		
○過年度事業の成果状況(40点) ◇過年度受託事業者(関連業界団体含む)の場合は、過年度事業の成果(研修生の就労や所得向上の状況)について明確に記載すること。 ※新規事業者は過年度に受託実績がないこと、または過年度受託事業との関連がないことを記載すること(新規の場合は一律20点)	40		
○ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定実績(10点) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業) ・1段階目(*1)4点、2段階目(*1)6点、3段階目8点、プラチナえるぼし10点 ・行動計画(*2)2点 *1:労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 *2:女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務のない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る。(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ・くるみん(平成29年3月31日までの基準) 4点 ・トライくるみん 6点 ・くるみん(平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準) 6点 ・くるみん(令和4年4月1日以降の基準) 6点 ・プラチナくるみん 10点 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ・ユースエール認定8点 (複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。) *内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	10		
④既存の研修との差別化(5点) ◇既存の県内の産業人材育成に関する研修内容との差別化がなされているか。	5		
⑤実施体制(5点) ◇本事業を円滑に遂行するために、適切なプログラムマネージャーを配置し、事業規模等に適した実施体制を構築しているか。	5		
合計点(200点満点)	200	0	
<総合コメント>			

※1 基礎点:①、②及び③(1)～(6)は必須項目であり、1項目でも評価基準を満たさない場合は「不採択」となるので注意すること。

※2 集計方法:企画等審査会の審査員ごとの採点を平均(小数点第2位未満を切捨て)して行う。